製　品　安　全　デ　ー　タ　シ　ー　ト

1．化学物質等（製品）及び会社情報

製品名　　シャーシブラック速乾
製品コード　　C-16
会社名　　谷川油化興業株式会社
住所　　神奈川県横浜市鶴見区矢向 1-13-11
担当部門　　技術開発部
担当者　　神田　隼人
電話番号　　045-581-6635
ＦＡＸ番号　　045-573-4347
メールアドレス　　info@tanikawayuka.jp
緊急連絡の電話番号　　045-581-6635
奨励用途及び使用上の制限　　自動車のシャーシの塗装
製品分類　　シャーシ塗料
作成日　　2011 年 7 月 7 日
改正日　　2013 年 4 月 10 日
整理番号　　40002

2．危険有害性の要約

重要な危険有害性　　特記する危険有害性は知られていない。
特有の危険有害性　　特記する危険有害性は知られていない。

ＧＨＳ分類区分

引火性液体　：区分３
急性毒性（経口）　：区分４
急性毒性（経皮）　：区分３
眼に対する重篤な腐食性／刺激性　：区分２
生殖細胞変異原性　：区分１
生殖毒性　：区分１
特定標的臓器毒性（単回暴露）　：区分１（腎臓、中枢神経系、全身毒性）
：区分２（心臓、肝臓、神経系）
：区分３（気道刺激性、麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復暴露）　：区分１（肝臓）
：区分２（神経系、血管、腎臓、中枢神経系）
水生毒性（急性）　：区分３

※記載のないものは区分外、分類対象外または分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示
注意喚起語　　危険

危険有害性情報

引火性液体および蒸気
飲み込むと有害
皮膚に接触すると有毒
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害（腎臓、中枢神経系、全身毒性）
臓器の障害（心臓、肝臓、神経系）のおそれ
呼吸刺激を起こすおそれ、又は眠気やめまいのおそれ
長期にわたる反復暴露により臓器の障害（肝臓）
長期にわたる反復暴露により臓器の障害（神経系、血管、腎臓、中枢神経系）のおそれ
水生生物に有害

注意書き

【安全対策】
・使用前に取扱説明書を入手すること。
・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
・容器を密閉しておくこと。
・容器を接地すること。
・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
・火花を発生させない工具を使用すること。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・ミスト、蒸気を吸入しないこと。
・ミスト、蒸気の吸入を避けること。
・取扱い後は手をよく洗うこと。
・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
・環境への放出を避けること。
・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
・指定された個人用保護具を使用すること。

【応急措置】
・飲み込んだ場合：医師に連絡すること。
・皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
・皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
・暴露した場合：医師に連絡すること。
・暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
・暴露したとき、又は気分が悪いとき：医師に連絡すること。
・気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
・口をすすぐこと。
・眼の刺激が続く場合：医師の診断を受けること。
・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
・火災の場合：消火に「５．火災時の措置」に記載してある消火剤を使用すること。

【保管】　・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
・涼しいところに置くこと。

【廃棄】　・施錠して保管すること。
・内容物および容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託することこと。

３．組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　：混合物

化学名又は一般名　：シャーシ用塗料

成分等一覧

成分名	含有量(wt%)	化学式	CAS No.	化審法 No.	安衛法 No.	PRTR 法 No.	毒劇物法
エタノール	20～30	CH_3CH_2OH	64-17-5	2-202	政令第１８条の２別表第９の６１	非該当	非該当
アルキド樹脂	20～30	非公開	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
水	30～40	H_2O	7732-18-5	非該当	非該当	非該当	非該当
トリエチルアミン	2～5	$N(C_2H_5)_3$	121-44-8	2-141	政令第１８条の２別表第９の３８２	1-277	非該当
カーボンブラック	１未満	Unspecified	1333-86-4	5-3328	政令第１８条の２別表第９の１３０	非該当	非該当
キシレン(混合キシレン)	１未満	$C_6H_4(CH_3)_2$	1330-20-7	3-3	法第５７条、政令第１８条第７号の２、政令第１８条の２別表第９の１３６	1-80	非該当
エチルベンゼン	１未満	C_8H_{10}	100-41-4	3-28	法第５７条、政令第１８条第２号の８、政令第１８条の２別表第９の７０	1-53	非該当
スチレン	１未満	C_8H_8	100-42-5	3-4	法第５７条、政令第１８条第１７号の２、政令第１８条の２別表第９の３２３	1-240	非該当
メタクリル酸メチル	１未満	$C_5H_8O_2$	80-62-6	2-1036	政令第１８条の２別表第９の５５７	1-420	非該当
エチレングリコール	１未満	$HOCH_2CH_2OH$	107-21-1	2-230	政令第１８条の２別表第９の７５	非該当	非該当
その他	10～20	非公開	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当

化審法 No.　：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報告示整理番号

安衛法 No.　：労働安全衛生法 表示物質（施行令第１８条　名称等を表示すべき有害物質)、通知物質(法第５７条の２、施行令１８条の２別表第９ 名称等を通知すべき有害物質)

PRTR 法 No.　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律（PRTR 法）の

対象物質の政令番号

4．応急措置

吸入した場合
・吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
・気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。
・眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。
・呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
・呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。
・吸入の影響が遅れて現れることがある。
・上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合
・直ちに水で洗い流し、石鹸で液が付着したところをよく洗うこと。
・直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。
・多量の水および石鹸で洗い流す。水泡、痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。
・気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。
・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。
・上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。
・衣服等に付着した場合は、脱いで皮膚の付着した部分を十分に洗い流す。
・汚染した衣類を再使用する場合は洗濯してから使用すること。

眼に入った場合
・清浄な水で最低 15 分間目を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受ける事。
・洗浄を始めるのが遅れたり、不十分であると不可逆的な眼の障害を生ずるおそれがある。

飲み込んだ場合
・直ちに水で口の中を洗浄する。
・直ちに医師の診断を受けること。
・無理に吐かせないこと。
・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受けること。
・必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。

5．火災時の措置

消火剤
・粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水

使ってはならない消火剤
・冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。

火災時の特有の危険有害性
・当該製品は分子中にＮを含有しているため火災時に刺激性もしくは有毒なヒュームまたはガスを放出する。
・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法
・消火作業は、可能な限り風上から行なう。
・関係者以外は安全な場所に退去させる。
・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
・移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消火を行う者の保護
・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、蒸気、ガスを吸入しないようにする。
・風上から作業し、風下の人を退避させる。
・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。
・多量の場合、人を安全に待避させる。

環境に対する注意事項
・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

回収、中和
・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
・多量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止策
・漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
・火花を発生しない安全な用具を使用する。

7．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
・使用前に取扱説明書を入手すること。
・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
・容器を接地(アース)すること。
・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
・火花を発生しない工具を使用すること。

・防爆型の電気機器(換気装置、照明機器等）を使用すること。
・漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
・ミスト、蒸気を吸入しないこと。
・取扱いは、屋外または換気のよい場所で行う。
・取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。
・取扱いの都度、容器を密閉する。
・取り扱い後はよく手を洗うこと。
・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

保管

適切な保管条件　・製品記載の保管条件を読み、適切に保管すること。
・容器を密栓する事。
・涼しい所、換気の良い場所で保管すること。
・施錠して保管すること。
・熱、火花、裸火、高温のもののような着火原から遠ざけること。

安全な容器包装材料　・特になし。

８．暴露防止及び保護措置

設備対策　・蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
・屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。
・屋内は全体に換気する。換気の悪い場所及び蒸気の発生の多い場所には局所排気装置を設ける。

日本産業衛生学会－作業環境許容濃度

許容濃度

ACGIH：

	ＴＷＡ（ｐｐｍ）	ＳＴＥＬ（ｐｐｍ）
トリエチルアミン	1	3
カーボンブラック	3	―――
エタノール	1000	1000
キシレン	100	150
エチルベンゼン	100	125
スチレン	20	40
メタクリル酸メチル	50	100
エチレングリコール	―――	Ceiling；100mg/m3(H)

保護具

呼吸器の保護具　・保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。

手の保護具　・保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用すること。
・必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。

眼の保護具　・保護眼鏡(普通眼鏡型)、必要に応じて、ゴーグル型、保護面等を着用すること。

適切な衛生対策　・保護具等は定期的に点検を行う。

９．物理的及び化学的性質

外観　：黒色不透明液体

臭い	: 特有の刺激臭
ｐＨ	: 9.0（20 ℃）
融点・凝固点	: データなし
沸点、初留点と沸騰範囲	: データなし
引火点	: 23 ℃
自然発火温度（発火点）	: 200 ℃以上
燃焼性	: データなし
燃焼又は爆発範囲下限、上限	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
蒸発速度	: データなし
比重（相対密度）	: 0.97 (g/cm^3)
溶解性	: 水に可溶
n-オクタノール／水分配係数	: データなし
分解温度	: データなし
その他のデータ	: 特に有用な情報無し

１０．安定性及び反応性

反応性

化学的安定性	・通常の取扱いにおいては安定である。
危険有害反応性の可能性	・強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。
避けるべき条件	・加熱・熱源・裸火 ・強酸化剤との接触を避ける。
混触危険性物質	・強酸化剤(引火性物質のため、強酸化剤との接触を防ぐこと。)
危険有害な分解生成物	・特になし
その他	・特になし

１１．有害性情報

製品全体としての有害性情報

ＪＩＳ　Ｚ７２５２：２００９に基づき混合物分類計算を行って得られた結果を表示する。

急性毒性（経口）　: 本製品には区分４の化学物質が含まれているため、A.3.6 混合物の成分に基づく分類（加算式）に基づき急性毒性の推定値を計算したところATEmix=1386 であったため、急性毒性（経口）区分４と判定した。

急性毒性（経皮）　: 本製品は区分３の化学物質が含まれているため、A.3.6 混合物の成分に基づく分類（加算式）に基づき急性毒性の推定値を計算したところATEmix=833 であったため、急性毒性（経口）区分３と判定した。

急性毒性（吸入：蒸気）　: 本製品は区分３の化学物質が含まれているため、A.3.6 混合物の成分に基づく分類（加算式）に基づき急性毒性の推定値を計算したところATEmix=30.6 であったため、急性毒性（経口）区分外と判定した。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 本製品は、分類できないとされている物質を多く含有している。従って本製品も分類できないと判定した。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

: 本製品は、眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性の区分２、２Ａに該当する化学物質を含有している。これを表Ｃ．４－混合物を分類するための成分濃度（眼に対する重篤な損傷性及び眼刺激性）により分類すると、区分

２となる。本製品は分類できない物質も含有しているが、最低でも区分２を有すると判定した。

呼吸器感作性又は皮膚感作性
：本製品は、分類できないとされている物質を多く含有している。従って本製品も分類できないと判定した。

生殖細胞変異原性：本製品は、生殖細胞変異原性区分１に該当する物質を含有している。これを表Ｅ．２－生殖細胞変異原性物質として分類する混合物成分の濃度限界により分類すると区分１となる。従って区分１と判定した。

発がん性：本製品は、分類できないとされる物質を多く含有している。従って本製品も分類できないと判定した。

生殖毒性：本製品は、生殖毒性区分１、１Ｂに該当する物質を含有している。これを表Ｇ．３－生殖毒性物質として分類する混合物成分の濃度限界に基づき分類すると区分１となる。従って区分１と判定した。

特定標的臓器毒性（単回暴露）
：本製品に含有する区分１の物質を、表Ｈ．３－特定標的臓器毒性物質として分類する混合物成分の区分１及び区分２の濃度限界に基づき分類した結果、区分１（腎臓、中枢神経系、全身毒性）、区分２（心臓、肝臓、神経系）であると判定した。また、区分３を２０％以上含むことから、区分３（気道刺激性、麻酔作用）を併記した。

特定標的臓器毒性（反復暴露）
：本製品は区分１及び区分２に該当する物質を含有している。これを表Ｉ．４－特定標的臓器毒性物質として分類する混合物成分の濃度限界に基づき分類した結果、区分１（肝臓）、区分２（神経系、血管、腎臓、中枢神経系）であると判定した。

吸引性呼吸器有害性：本製品には多くの分類できないとされている物質を含有している。従って、本製品も分類できないと判定した。

１２．環境影響情報

製品全体としての有害性情報

ＪＩＳ Ｚ７２５２：２００９に基づき混合物分類計算を行って得られた結果を表示する。

水生環境有害性

急性：本製品は、水生環境有害性（急性）区分２及び区分３を含有している。それを表Ｋ．４－分類した成分の加算による混合物の急性有害性分類に基づき分類した結果、区分３となった。従って区分３と判定した。

慢性：本製品は、多くの分類できない物質を含有している。従って本製品も分類できないと判定した。

生体毒性：データなし
残留性・分解性：データなし
生体蓄積性：データなし
土壌中の移動性：データなし
オゾン層への有害性：データなし

１３．廃棄上の注意

・内容物/容器の廃棄の際は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者、もしくは地方公共

団体がその処理を行っている場合はそこに業務委託して処理をすること。
・容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。

１４．輸送上の注意

国際規制
　国連分類　　・引火性液体　毒性なしクラス３
　国連番号　　・塗料 1263
国内規制
　容器イエローラベル　　引火性液体(極性／水可溶)127
積載方法
　運搬時の積み重ね高さは３ｍ以下
混載禁止
　第１類及び第６類の危険物
　高圧ガス
輸送の特定の安全対策及び条件
- 火気厳禁
- 容器の破損、漏れがないことをたしかめる。
- 荷崩れ防止を確実に行う。
- 該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
- 直射日光を避ける。
- 水濡れ厳禁。
- 横積み厳禁。
- 夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接おかないこと。
- 輸送容器は衝撃を与えないように、丁寧に取り扱う。転倒したり、激突させたりしない。
- 海上輸送は、船舶安全法の定めるところに従うこと。
- 航空輸送は、航空法の定めるところに従うこと。

１５．適用法令

火薬類取締法　：対象外
高圧ガス保安法　：対象外
消防法　：第四類第２石油類水溶性危険等級Ⅲ（２，０００Ｌ）
毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)
　：非該当（該当物質は含有しない）
労働安全衛生法　：表示対象物質を含有する。(詳細は 、３．　組成及び成分情報の成分等一覧を参照)
　：通知対象物質を含有する。（詳細は、３．組成及び成分情報の成分等一覧を参照)
労働安全衛生法（有機溶剤中毒予防規則)
　：非該当　該当成分は含有するが、５％以下のため非該当。
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進の改善の促進に関する法（PRTR 法)
　：PRTR に該当する。　(詳細は 3. 組成、成分情報を参照)

１６．その他の情報

引用文献
１）化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）-第１部：内容及び項目の順序　JIS Z7250:2010
２）ＧＨＳ分類結果データベース　(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
３）中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ

4）15107 の化学製品（化学工業日報社）
5）ＪＡＣＡ（日本オートケミカル工業会）編集：化学物質管理データベース
6）オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版　（日本オートケミカル工業会）
7）危険物船舶運送及び貯蔵規則　（海文堂）
8）Chemwatch データベース
9）原料メーカーのＭＳＤＳ

※注意
製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。